

1月3日明治大学リビティータワーで第8回東京地方自治研究集会が開かれ、800人が参加しました。午前中は基調報告と記念講演：渡辺治さん（一橋大学名誉教授）、午後は20の分科会で学習交流しました。東婦協から3人が「女性」の分科会に参加しました。

「女性」分科会フルネームで生きよう

わたしの人生はわたしが主人公
弁護士 岸松江先生

「女性」分科会の講演は東京法律事務所の弁護士、岸松江さんです。岸さんは新日本婦人の会につとめていた頃、女性差別をなくすために奮闘している弁護士 坂本福子さんに出会い、「わたしもそういう仕事をしたい」と弁護士になった人。女性差別の意識も法律の知識もなかった、若い頃の自分の経験を話してくれました。

わたしの面接なのに

わたしのことを聞かれない

学校を卒業してすぐ子どもが生まれたので、最初の就活は子持ちでした。なかなか決まらなかったのですが、やっと出版関係の会社に採用されました。でも、毎日保育園のお迎えに定時に飛んで帰るため、他の人のように残業はできませんでした。そして1ヶ月で解雇されました。そんな理由で解雇してはいけないという法律は、その頃知りませんでした。

一般企業は無理だと思い、今度は公務員試験を受けました。1次試験に二つ合格し、面接になりました。面接での質問は「ご主人の転勤は大丈夫ですか」「お子さんは大丈夫ですか」などで、自分に関することはひとつも聞かれず不合格となりました。このとき「岸松江」としてでなく「妻」「母」としてしか扱われないことに怒りました。子育ての不安も1人で抱え、夫ともけんかをし、「自立したい」と思いましたが就職の壁は厚く、やっと就職できたのは「派遣」でした。

その後、新婦人につとめていたときに「女性差別撤廃条約」を知り、自分の怒りの正体がなんだったか気付きました。「女性差別」だったのです。条約の前文を読み、世界中が「あなたはまちがっていない」と言っているような感覚を覚えました。

女を「ババァ」などと呼ぶ都知事でなく
声あげてのびのび生きられる都政を作ろう

女性差別撤廃条約には、女が立ち上がらないと世界の発展は望めない、とあります。ガマンするのではなく、声をあげて東京、日本を、世界を変えましょう。

人権差別を受ける家族従業者

所得税法第56条は本質的差別
東婦協会長 井賀久恵さんの発言

会場から、東婦協会長井賀久恵さんが発言しました。

「自営業の家族従業者は所得税法第56条があるために本質的差別の中に置かれています。この法律は明治時代にできた家族を単位とする所得への課税制度がいまだに残っているもので、家族従業者の働き分を給料にせず、事業主の所得から『控除』と扱う制度です。私たちはひとり人間として認められないので、これを廃止するよう長い間運動をしています。政府で見直しの兆しは出てきましたが、消費税増税などのセットでの税制見直しではなく、単独で『人権』を認める方向で廃止してほしいと要求しています」。

井賀さんの発言に、会場から「内容がむずかしいのもっと詳しく知りたい」との質問があり、弁護士の岸松江さんも交えて説明しました。岸さんも「これは人権裁判に値するのじゃない？」など発言。56条が憲法違反だ、と会場も怒りに沸きました。

不況を女性の活用で乗り切る

会場からD.V.やパワハラ、差別や、職場でのバッシングの実例も出されました。東京地評の久保さんは、「東京地評がおこなっているハローワーク前のアンケート調査で30歳の女性が『面接すらない状況。雇用保険が切れる前に就職がみつかってほしい。そうでなければ私は自殺するしかない』と答えた。30歳という若さで生きることをあきらめなければならぬ社会は絶対に変えなければならない」と訴えました。

岸さんは、女性が働ける環境を整えて、女性をもっと雇用して、納税すれば社会はもっと活気づき、消費税増税しなくても不況を乗り切れるはず。みんなでつながりあい、声をあげていきましょうとしめくくりました。

東商連婦人部協議会ニュース No.625
2010.11.4

東商連婦人部協議会 116-0013
荒川区西日暮里6-62-1
Tel. 03-5692-5081 Fax. 03-5692-5091